

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年10月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第49号

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前				
<p>（<u>更新</u>の登録の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定による<u>更新</u>の登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前30日までにしなければならない。</p> <p>（変更登録申請書の様式等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第2号、第4号及び第5号に掲げる書類</p> <p>（3）略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>浄化槽保守点検業者登録（<u>更新</u>登録）申請書</td><td>収入証紙 はり付け 欄</td></tr></table> <p>職 氏 名 様</p> <p>浄化槽保守点検業者の登録（<u>更新</u>の登録）を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	浄化槽保守点検業者登録（ <u>更新</u> 登録）申請書	収入証紙 はり付け 欄	<p>（<u>新たな</u>登録の申請）</p> <p>第2条 条例第3条第3項の規定による<u>新たな</u>登録の申請は、<u>従前</u>の登録の有効期間の満了の日前30日までにしなければならない。</p> <p>（変更登録申請書の様式等）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）新たな営業区域を専任する浄化槽管理士に係る第4条第4項第4号、第6号及び第7号に掲げる書類</p> <p>（3）略</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <table border="1"><tr><td>浄化槽保守点検業者登録申請書</td><td>収入証紙 はり付け 欄</td></tr></table> <p>職 氏 名 様</p> <p>浄化槽保守点検業者の登録を受けたいので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。</p>	浄化槽保守点検業者登録申請書	収入証紙 はり付け 欄
浄化槽保守点検業者登録（ <u>更新</u> 登録）申請書	収入証紙 はり付け 欄				
浄化槽保守点検業者登録申請書	収入証紙 はり付け 欄				

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
フリガナ  
氏名 (印)  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

登録の 種類	新規・更新		
営業所	名称	所在地	電話番号
略			

様式第5号(第5条関係)

(表面)

略	
住所	郵便番号 電話番号
略	

(裏面)

営業所	名称	所在地	電話番号
略			

様式第6号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書  職 氏 名 様  浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいの で、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 第7条第2項の規定により、次のとおり申請しま す。  年 月 日  郵便番号	<table border="1"> <tr> <td>収入証紙 はり付け 欄</td> </tr> </table>	収入証紙 はり付け 欄
収入証紙 はり付け 欄		

年 月 日

住所  
フリガナ  
氏名 (印)  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

営業所	名称	所在地	電話 局 番
略			

様式第5号(第5条関係)

(表面)

略	
住所	(電話 局 番)
略	

(裏面)

営業所	名称	所在地	電話 局 番
略			

様式第6号(第6条関係)

浄化槽保守点検業者変更登録申請書  職 氏 名 様  浄化槽保守点検業者の変更の登録を受けたいの で、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 第7条第1項の規定により、次のとおり申請しま す。  年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>収入証紙 はり付け 欄</td> </tr> </table>	収入証紙 はり付け 欄
収入証紙 はり付け 欄		

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

略

様式第7号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録事項に変更を生じたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号  
申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
電話番号

略

様式第7号(第7条関係)

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業者の登録事項に変更を生じたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

申請者 住所  
フリガナ  
氏名 ㊞  
(法人にあっては、名  
称及び代表者の氏名)  
(電話 局 番)

略

様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止等届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業の廃止等をしたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

様式第8号(第8条関係)

浄化槽保守点検業廃止等届出書

職 氏 名 様

浄化槽保守点検業の廃止等をしたので、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

<p>申請者 住所 フリガナ 氏名 ④ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>略</p>	<p>申請者 住所 フリガナ 氏名 ④ (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (電話 局 番)</p> <p>略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項第2号の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例(平成22年鳥取県条例第49号)附則第3項の規定により行われる更新の登録の申請は、この規則の施行の日前においても、改正後の鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則様式第1号により行うものとする。